

# 証拠資料の引用に関するルールを確認しましょう！

DEAR くまもと 酒賀えり

## 資料引用の基本

証拠資料について、ルールが変わったのをご存知ですか？ルールを一緒に確認しましょう。

立論や反駁のパートで資料を読むときは、資料本文以外に何を読みあげるべきでしょうか？肩書き、氏名、発行年ですね。以下の細則で規定されています。

細則 B-5 証拠資料を引用する際には次の要件を満たさなければなりません。インターネット上の情報を引用する際も同様です。

- 著者の肩書きと氏名・発行年を示すこと
- 証拠資料が引用されている部分を明示すること

立論には、以下のように記載するとよいでしょう。【あ】

深刻な冤罪の例として、松本サリン事件の河野さんをあげます。

資料 名古屋大学名誉教授 平川 2010 はじめ

河野さんは、犯人ではないのに、地下鉄サリン事件、1995 年が起こるまでは犯人であるかのように報道され続けました。言ってもいないことを、言ったように報道されたこともありました。先祖のことまで持ち出されて、家系に問題があるかのような報道をした週刊誌もありました。このような誤った報道、誤報やプライバシーに関わる報道は、社会に誤ったイメージを植えつけ、あるいは好奇の目にさらすことで、報道された人に大きな苦痛を与えます。 おわり

引用ではなくディベーター自身が書いた「地の文」と区別するために、「証拠資料」に下線を引いて分けています。試合中にそのまま読むことができるように、「はじめ」「おわり」なども記入しています。

肩書きが複数ある場合は、最もわかりやすいものを選ぶとよいでしょう。また、その資料が書かれた当時の肩書きを書くようにしましょう。

## 資料集をつくろう

実際に読むかどうかわからなくても、試合で使う（反駁や質疑応答で読む）可能性のある資料を掲載した「資料集」を携えておく必要があります。資料提示を求められる可能性があるからです。

細則 B-9 審判あるいは相手チームから、それまでに引用した証拠資料の提出を求められた場合、各チームは証拠資料を提出しなくてはなりません。

細則 B-4 試合で引用する証拠資料については、引用した証拠資料を第三者が確認できるよう、出典に関する情報を記録し、請求に応じて提出できるように用意しておかなければなりません。出典に関する情報とは、例えば、別表 3 の内容を指します。

ちなみに、別表 3 は以下のようなものです。

引用する資料	記録すべき情報（例）
書籍	著者の肩書と氏名・書名・発行年・引用部分のページ数 ※編著の場合は、肩書と氏名は編者と該当部分の著者について記録すること。
雑誌記事	著者の肩書と氏名・記事のタイトル・掲載雑誌名・掲載雑誌の巻号・発行年・引用部分のページ数
インターネット上の情報	著者の肩書と氏名・サイト名・情報掲載日付・サイトにアクセスした日付・引用サイトの URL

以下のようなまとめをたくさん作って、資料集にします。【い】

### 職業裁判官が罰するより市民が罰するほうが、無罪率が高い。過去の日本の例

パリ第 8 大学心理学部准教授 小坂井敏晶(こさかいとしあき)『人が人を裁くということ』  
2011 年 3~4 ページ

日本でも陪審員制が採用されていた時期(1928~43 年)がある。その平均有罪率は 83%だ。全国合計で 484 件の陪審員裁判が行われ、81 件が無罪になった。2000 年から 09 年の 10 年間に、地方裁判所で職業裁判官が下した判決の有罪率は 99.90%(65 万 2379 件のうち無罪 642 件。『司法統計年報』)だから、それに比べるとずっと低い。

検察の起訴率によって有罪率は左右される。疑わしい被疑者をすべて起訴すれば、無罪判決が増える。逆に、犯人だと確信する被疑者のみ慎重に起訴すれば、有罪率は上がる。以上のデータに関して検察の方針に変遷があったかどうか不明なので断定はできないが、市民の方が寛大な様子がかがえる。

これは私が作っているものの例ですが、太字で小見出しをつける、出典部分がすぐにみ分かるように斜体にする、とくに試合中に読むことになりそうな部分に下線を引く、といった工夫をしています。

小見出しは、どんな論点で使うことが想定されるのかというポイントをメモしておくといでしょう。

新書などは、細かく小見出しがついていることも多いものですが、それをそのまま写すべきではありません。

今回例にあげた小坂井(2011)の3ページについている小見出しは「裁判員制度で冤罪は増えるか」です。これをそのまま書き写しておいても、「冤罪は増える」という主張のとき使う資料か、「冤罪は増えない」という資料だったのか、わからなくなってしまいます。その都度読み直さなければいけないのは面倒ですね。

また、実はこの資料は「冤罪」について直接述べているのではなく、市民のほうが「寛大」であること、つまり市民による参審は「無罪率」を上げるという内容の資料ですから、それがわかるように小見出しをつけておくべきです。そのため「職業裁判官が罰するより市民が罰するほうが、無罪率が高い。過去の日本の例」という小見出しにしています。

試合中に読む場合は、「市民が裁判に参加すると、無罪率が上がります。パリ第8大学心理学部准教授、小坂井、2011年。はじめ。日本でも陪審員制が採用されていた時期、1928～43年がある。その平均有罪率は83%だ。全国合計で484件の陪審員裁判が行われ、81件が無罪になった。2000年から09年の10年間に、地方裁判所で職業裁判官が下した判決の有罪率は99.90%、中略。だから、それに比べるとずっと低い。おわり。市民による判決は職業裁判官のものより寛大なのです。」などとなります。

## ブリーフをつくろう

あらかじめ反駁についても原稿(ブリーフ)を作っておいて、そのまま読むほうがスムーズです。原稿を作っておく場合は、以下ようになりますね。【う】

否定側は( )で裁判員制度で厳罰化しているとおっしゃいました。

しかし、それは違います。

逆に、市民が裁判に参加すると、無罪率が上がります。

パリ第8大学心理学部准教授、小坂井、2011年。はじめ

日本でも陪審員制が採用されていた時期、1928～43年がある。その平均有罪率は83%だ。

全国合計で484件の陪審員裁判が行われ、81件が無罪になった。2000年から09年の10年間に、地方裁判所で職業裁判官が下した判決の有罪率は99.90%、中略。だから、それに比べるとずっと低い。おわり。市民による判決は職業裁判官のものより寛大なのです。

おわり

市民による判決は職業裁判官のものより寛大なのです。

( )の中には「メリット1の現状分析のB」など、試合中に具体的に書き込んで読み上げます。サインポスティングです。

また、この反駁はあくまでも例であり反駁の仕方としては見本になるものではありません。(実際は、ダウトをうったうえで反証するなど工夫が必要です。)反駁の仕方については、ディベートクラブたま。さんのテキストなど参考になるものがいくつかあります。中高生ディベーターの皆さんにおいては、やみくもに反駁するのではなく、その手法をよく学んでほしいと考えています。

しかし、すべての論点についてあらかじめ想定できるわけではありませんし、試合中に準備をしなければならない場面は生じます。そのとき、できるだけスムーズに準備できるように、資料集に線を引いたり太字を用いたりしておくわけです。

また、本テキスト2ページで示した細則B-9のように、資料提示を求められることもあるので、その時に手間取って両チームの大切な時間を奪うことがないよう…という判断でもあります。

## 考えてみよう、不十分な証拠資料

続いて、「資料集に掲載するにはいずれかの要素が不足する」というものをあえてご紹介し  
ます。どんな要素が不足しているでしょうか。適切に指摘できますか。【え】

### 急性ストレス障害の女性、敗訴。

時事ドットコム 2014. 9. 30

裁判員裁判で証拠の遺体写真を見せられるなどして急性ストレス障害（ASD）になったのは、国民に裁判員になることを強いる裁判員法が原因として、福島県郡山市の女性が国に慰謝料など200万円の支払いを求めた訴訟の判決が30日、福島地裁であり、潮見直之裁判長は女性の請求を棄却した。

原告側は、遺体写真を審理中に見せられたことなどについて、裁判官や検察官の過失を主張しておらず、争点は裁判員制度の違憲性などに絞られていた。判決は同制度を合憲と判断した。

潮見裁判長は、原告の青木日富美さん（64）が遺体写真を見たこととASDの発症には、因果関係があると認めた。

その上で、裁判員制度について、裁判員候補者には選任手続きでの辞退が認められており、精神的負担で発症した場合などには補償が受けられる制度もあると指摘。「国民の負担は合理的な範囲にとどまっている」と述べ、裁判員法は苦役からの自由を定めた憲法18条などに違反しないと判断した。

判決によると、青木さんは2013年3月、死刑判決を出した福島地裁郡山支部の強盗殺人事件の裁判で裁判員を務めた際、証拠の遺体写真などを見たり、被害者が通報中にうめき声を上げる録音テープを聞いたりした。その後、体調を崩し、同月下旬にASDと診断された。

署名記事ではないので著者の肩書と氏名がわからないのは仕方がないことですが、サイトにアクセスした日付と引用サイトの URL がありません。

この論題を扱うディベートシーズン中に記事が削除されてしまう可能性もあります。ウェブ資料を用いる場合は試合直前(2、3 日前)にアクセスして、記事が健在であることを確かめたいので、チェックした日付を書きとめておくことが重要です。

こちらはどうか。【お】

#### アメリカとは比較できない／陪審員のほうが裁判官より有罪率が高い

新潟大学教授 西野喜一「激論！裁判員問題」2008年 52～53 ページ

確かに先ほどのお話にあったアメリカの陪審制では、無罪率は日本よりはるかに高いようです。しかし、例えば、ある程度の証拠があれば、確信がなくても検事は起訴しなければならないようなシステムのもとでは当然無罪は増えます。被疑者被告人の立場からすれば、公判で苦労してやっと無罪になるよりは、最初から裁判にならないほうがずっといいわけですね。

アメリカで無罪率が高いのはそのとおりですけれども、陪審員審理では裁判官審理よりも無罪率が高いかというところでもないようです。私の調査では、裁判官審理よりも陪審の審理のほうが有罪率が高い、裁判官審理のほうが無罪率が高いという州はいくらでもあります。ひどい州になると裁判官の無罪率が陪審の無罪率の実に 3 倍という州もあります。陪審の無罪率が十数%、裁判官審理の無罪率が 30～40%という州も現にあるのです。

「激論！裁判員問題」を引用していることがポイントになります。今年の高校論題では、既に練習試合等において多く見かける資料ですが、共著なので気をつけなければいけません。

この新書は、裁判員制度に賛成する論者と反対する論者が互いの意見を述べ合う、ディベートに近い形式をとった本です。比較的読みやすく、肯定側の意見も否定側の意見も述べられているので、ディベートの準備にはうってつけの本といえます。

第一部「なにが問題か」を構成しているのは、「裁判員制度とは」という解説(大東文化大学講師山本紘之による)、「賛成派の主張」(高野隆弁護士)、「反対派の主張」(西野喜一教授)です。第二部「激論、裁判員！」は、木村晋介弁護士の司会のもと、裁判員制度賛成論者である高野隆弁護士(わたしたちのディベートでは「否定側」にあたる)と、制度反対論者である新潟大学実務法学研究科の西野喜一教授(わたしたちのディベートでは「肯定側」にあたる)が直接議論を交わしています。全体の約 3 分の 2 を占めます。

2 ページに掲載した「別表 3」では、書籍の場合「肩書と氏名・書名・発行年・引用部分のページ数 ※編著の場合は、肩書と氏名は編者と該当部分の著者について」を資料集に掲載することになっています。

そこで、以下ようになります。

- × 新潟大学教授 西野喜一「激論！裁判員問題」2008 年 52～53 ページ
- 監修 弁護士 木村晋介 該当部分の著者 新潟大学教授 西野喜一  
「激論！裁判員問題」2008 年 52～53 ページ

とくに西野教授は、「研究ノート・司法制度改革批判補遺(8)木村晋介監修『激論！「裁判員問題』(朝日新書、2008)の反省」で述べられているように、裁判員制度に強く反対する立場の論者であり、他の論者との違いを強くアピールしているという経緯もあります。

<http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/bitstream/10191/29379/1/46>

ただし、細則 B-5 には編著に関する記述がありませんので、引用して読み上げる場合は、以下のようなかたちになると考えられます。

「陪審制度を導入しているアメリカを例にあげて、市民参加したほうが無罪率が高いものだというのは、間違っています。アメリカでは、陪審員のほうが裁判官より有罪率が高いからです。資料、新潟大学教授、西野、2008 年。はじめ。アメリカで無罪率が高いのはそのとおりですが、陪審員審理では裁判官審理よりも無罪率が高いかというところでもないようです。私の調査では、裁判官審理よりも陪審の審理のほうが有罪率が高い、裁判官審理のほうが無罪率が高いという州はいくらでもあります。ひどい州になると裁判官の無罪率が陪審の無罪率の実に 3 倍という州もあります。おわり。」

より詳細に述べることを意識して、「新潟大学教授、西野の 2008 年の発言を引用します。ただしこれは、弁護士木村監修「激論！裁判員問題」に掲載されているものです。はじめ……」と述べるなど、工夫してもよいでしょう。

## どこまで丁寧に述べるべき？

1 ページを確認します。読み上げることが求められているのは「著者の肩書き」「氏名」「発行年」の4つと「引用部分それ自体」ですね。

これをより詳しくするか否かは、ディベーター次第です。

一例をあげます。

「裁判員制度は無罪率をあげています。資料、弁護士、今村、2012 年。はじめ。最高裁事務総局によれば、制度施行の 2009 年 5 月 21 日から 2012 年 1 月末までの統計で、裁判員裁判において判決を言い渡された被告人数は 3343 人であり、このうち無罪の判決を受けたものが 12 名、一部無罪の判決を受けたものが 8 名となっている。有罪率は 99.64%である。有罪率のピークは 2000 年で 99.95%だった。それに比べて、数字の上ではわずかに変化している。大した違いではないとみることもできるが、無罪率でみると、数倍となっている。中略。この変化を過小評価することもできない。おわり。なお、著者の今村は、日弁連全国冤罪事件弁護団連絡協議会座長を務める、冤罪防止のプロフェッショナルです。」

このように、改めて今村弁護士の肩書きを強調すると、冤罪被害者の人権を守るプロフェッショナルが、無罪率の上昇という事実を評価しているんだとアピールできるかもしれません。

そもそも有罪率 99.64%というのは、今村弁護士が述べているように最高裁事務総局の発表によるものです。発表それ自体を引用して数値を読み上げることもできます。しかし、数値だけではそれをどう捉えるべきなのか、大きな数なのかそうでもないのか、審判も迷ってしまいます。「過小評価できない」という今村氏の判断を紹介し、今村氏の肩書きを強調することで、「裁判員制度で有罪率 99.64%になったことは、無罪率が数倍になったということで、冤罪防止の観点から見過ごせない事実」という主張になるのです。今村氏の権威を借りることで、ディベーターによる思い込みではないと示すのです。

時折、試合中に書籍のタイトルなどを長く読み上げているチームを見かけます。タイトルは、細則 B-5 で指示されているわけではありませんので、タイトルを読むことが自分たちの主張を支えると確信する場合を除いては、不要です。

スピーチ時間は限られています。審判が聞き取れる速さで濃いスピーチをするためには、1 つ 1 つの単語まで注目し、必要な要素なのか判断したうえで、スマートな原稿を作成してほしいと考えています。

## 引用のルールを破ると？

逆に、以上述べてきたような要素が欠けている場合、審判はどのように判断するのでしょうか。

細則 B-7 前項までに定める要件が満たされない場合には、引用された証拠資料の信憑性は低く評価され、あるいは証拠資料として引用されなかったものと判断されます。

「スピーチ中に著者の肩書きを述べない」「資料提出を求められたのにもたつく」「提出された資料集にページ数が欠けている」といったことで、すぐに反則負けになることはありません。ただし、信憑性が低いものととられてしまうので、不利となります。

また、悪質だと判断される場合には、反則負けになることもあります。

細則 C-1 次の行為があったときは反則として、悪質な場合、審判団の判断でその試合を敗戦にすることがあります。

4. 審判や相手チームから証拠資料の提出が求められた際、これに応じないとき。
5. 証拠資料を捏造（ねつぞう）して使用したとき。
6. 証拠資料として元の文章を改変したものを引用したり、元の文意を変えるような不適切な省略をしたとき。

（1～3項は証拠資料について述べるものではないため、ここでは省略しました）

この点に関する詳細、具体例などは全国教室ディベート連盟から昨年 11 月に発表された「証拠資料の引用に関する注意喚起」<http://nade.jp/files/uploads/evidence2014.pdf> に記載されています。このレポートでは割愛しますので、通達の熟読をおすすめします。

## 資料請求を有効活用しよう

更に、試合中に相手チームが用いている資料を見せてもらいたい場合は、どうすればよいでしょうか。

細則 B-8 各チームは、自分たちの準備時間中に、相手チームがそれまでに引用した証拠資料の提出を求めることができます。提出された証拠資料は、その準備時間の終了までに返却しなければなりません。

「相手チームがそれまでに引用した証拠資料」を請求することができるわけです。しかし、準備時間は限られています。やみくもに請求するのではなく、良い議論をするために、ひいては勝つために必要な請求をすべきです。

### 請求が効果的である場合①

相手チームが用いた数値と自分たちのチームが持っている数値を比較したい場合に、フローシートに正確にとれていたか確かめる場合などが想定されます。立論の内容であれば、質疑を通して確認することもできますが、反駁のあとは質疑の時間がないので、資料請求を利用するほかありません。

ただし、できる限りフローシートに書き取るよう努力し、それでも曖昧さが残った部分についてのみ請求するようにしましょう。

### 請求が効果的である場合②

7ページで紹介した「証拠資料の引用に関する注意喚起」に掲載の例のように、相手チームが元の文章の改変や文意を変える不適切な中略を行ったのではないかと考えられるとき、資料請求による確認の後に「反則負けである」と反駁する場合があります。

悪質な場合には反則負けになる「こともある」というルールなので、指摘が上手くいったからといって必ずしも勝ちに繋がるわけではありません。ただし、証拠として提示している資料が機能していないわけですから、指摘が妥当であれば、その論点に関しては指摘する側のチームに分があると考えられることが多いでしょう。

全ての資料の提示を求めて、一つひとつ適切な引用になっているか確認するのは、現実的ではありません。明らかにおかしいと感じる場合にとどめるべきでしょう。

細則 B-8 の「自分たちの準備時間中」という点にも注意が必要です。

別表 2 を加工

肯定側立論	
	否定側準備時間 1分
	否定側質疑
	否定側準備時間 1分
	否定側立論
肯定側準備時間 1分	
肯定側質疑	
	否定側準備時間 1分
	否定側第一反駁
肯定側準備時間 2分	
肯定側第一反駁	
	否定側準備時間 2分
	否定側第二反駁
肯定側準備時間 2分	
肯定側第二反駁	

スピーチの長さは中学の部と高校の部で異なりますが、上記のとおり、準備時間の長さは同じです。肯定側、否定側どちらのサイドも準備時間を5分もっていることになります。必ずしも請求したいときに請求できるわけではありません。例えば、肯定側質疑を終えて「否定側立論の資料を確かめたい」と思ったとしても、否定側第一反駁が終わるのを待たなければ肯定側は請求できません。そこで困らないために、質疑の前、つまり否定側立論直後の準備時間に請求しておく必要があります。

以上、11 ページにわたり、証拠資料の引用についてルールの確認、注意喚起を行いました。ここまで目を通していただいたディベーター、指導者の皆さん、ありがとうございました。

このレポートはディベート甲子園のルールを引用していますが、全国教室ディベート連盟公式の資料ではありません。私個人のルール読み込みによって書いたものですので、違う解釈をなさる方もいらっしゃるかもしれません。質問、批判などいただければ幸いです。可能な限り対応させていただきます。